

平成 28 年 1 月 25 日

各 位

東京都文京区本郷二丁目 3 8 番 1 8 号  
株 式 会 社 カ イ ノ ス  
代表取締役社長 上 地 史 朗  
(コード：4 5 5 6)

問い合わせ先

責任役職者 取締役管理本部長

氏 名 黒 谷 理

T E L (03) 3816-4123

## 株式給付信託(J-ESOP)の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することにつき決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

また、本制度の導入に伴い、当社が現在保有する自己株式 378,527 株（平成 27 年 12 月 31 日現在）のうち 180,000 株（105,120,000 円）を資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）へ一括して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日付「第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、当社は、平成28年6月開催予定の第41期定時株主総会に向けて、信託型の役員向けインセンティブプランについても、導入を検討する予定です。導入することとなった場合、当該インセンティブプランの導入時期やプランの内容等につきましては決定次第、改めてお知らせいたします。

記

### 1. 導入の背景

従業員のインセンティブプランの一環として米国で普及している従業員向け報酬制度のESOP（Employee Stock Ownership Plan）について検討してまいりましたが、平成20年11月17日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等で現行法制度下における論点について概ね整理されたこともあり、今般、従業員に当社の株式を給付しその価値を処遇に反映する報酬制度である「本制度」を導入することといたしました。

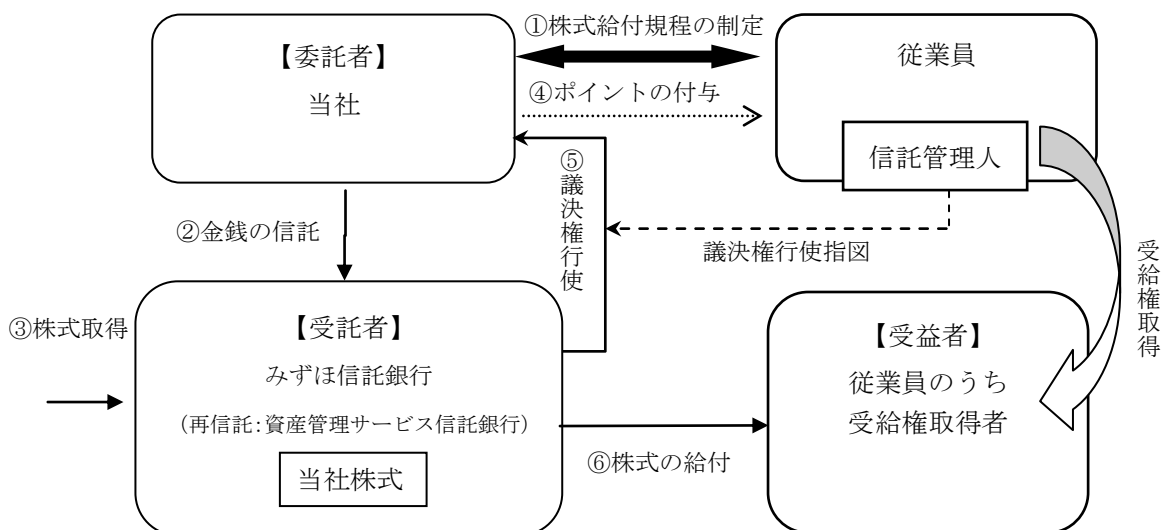
### 2. 本制度の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、当社従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

#### <本制度の仕組み>



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）（以下、「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、「ポイント」を付与します。
- ⑤ 信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥ 従業員は、受給権取得後に信託銀行から累積した「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

### 3. 本信託の概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 信託の種類 | 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）   |
| (2) 信託の目的 | 株式給付規程に基づき当社株式等の財産を受益者に給付すること  |
| (3) 委託者   | 当社   |
| (4) 受託者   | みずほ信託銀行株式会社<br>みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。 |
| (5) 受益者   | 株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者   |
| (6) 信託契約日 | 平成 28 年 2 月 10 日（予定）   |
| (7) 信託設定日 | 平成 28 年 2 月 10 日（予定）   |
| (8) 信託の期間 | 平成 28 年 2 月 10 日（予定）から信託が終了するまで<br>（終了期日は定められておらず、制度が継続する限り信託は継続します。）                |

(9)制度開始日 平成 28 年 2 月 10 日 (予定)  
(10)当初信託金額 105,120,000 円

以上